

入札業者指名参加者指名基準について

平成13年 5月17日

平成19年 4月1日

(指名基準)

第1 中井町契約規則第31条の規定に基づくもののほか、指名競争入札に参加することができる者を指名する場合は、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。

- 1 工事の請負契約については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。
 - ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
 - イ 工事成績
 - ウ 技術者の状況
 - エ 手持工事の状況（町発注工事に限る。）
 - オ 当該工事に対する地理的条件
 - カ 当該工事施行についての技術的適性
- 2 物件の製造契約については、前項に準じて指名する。
- 3 物件の購入契約については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。
 - ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
 - イ 納入成績
 - ウ 当該物件の納入に対する地理的条件
- 4 工事に係る資材購入及び調査並びに測量等の業務委託契約については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。
 - ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
 - イ 業務成績
 - ウ 技術者の状況
 - エ 手持業務の状況
 - オ 当該業務に対する地理的条件
 - カ 当該業務施行についての技術的適性

(入札者の指名)

第2 中井町契約規則第32条の規定に基づくもののほか、指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。

- 1 工事の請負契約については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。
 - ア 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の指名業者数は、次の設計金額の区分による。

～250万円未満	3者
250万円以上1000万円未満	4～7者
1000万円以上2000万円未満	8～12者

イ 上記のア以外の建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事については、上記のアの基準を考慮し、適宜指名する。

2 建築設計、測量、地質調査、道路・河川・下水道及び都市計画等の設計の業務委託については、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。

～250万円未満	3～4者
250万円以上1000万円未満	5～7者
1000万円以上3000万円未満	8～12者
3千万円以上1億円未満	12～15者
1億円以上	町長が事案別に定める者数

3 物件の製造契約については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。

～250万円未満	3～4者
250万円以上1000万円未満	5～7者
1000万円以上3000万円未満	8～12者
3千万円以上1億円未満	12～15者
1億円以上	町長が事案別に定める者数

4 物件の購入契約については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。

～250万円未満	3～4者
250万円以上1000万円未満	5～7者
1000万円以上3000万円未満	7～10者
3千万円以上1億円未満	7～15者
1億円以上	町長が事案別に定める者数

5 上記1から4に掲げるもののほか一般業務の委託については、指名競争に参加する資格を有する者のうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名する。

～250万円未満	3～4者
250万円以上1000万円未満	5～7者
1000万円以上3000万円未満	6～10者
3千万円以上1億円未満	7～15者
1億円以上	町長が事案別に定める者数

(等級区分)

第3 第2第1号アの等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

工種	等級	格付基準点	発注基準額	地元業者特例基準額
土木	A	900 以上	3,500 万円以上	2,500 万円以上
	B	730～900 未満	1,000 万円以上 15,000 万円未満	700 万円以上 15,000 万円未満
	C	650～730 未満	300 万円以上 6,000 万円未満	200 万円以上 6,000 万円未満
	D	650 未満	2,500 万円未満	
建築	A	910 以上	20,000 万円以上	15,000 万円以上
	B	800～910 未満	10,000 万円以上 39,000 万円未満	5,000 万円以上 51,000 万円未満
	C	670～800 未満	3,000 万円以上 21,000 万円未満	2,000 万円以上 27,000 万円未満
	D	670 未満	8,000 万円未満	10,000 万円未満
電気	A	830 以上	2,000 万円以上	
	B	710～830 未満	1,000 万円以上 8,000 万円未満	800 万円以上 10,000 万円未満
	C	580～710 未満	3,100 万円未満	4,000 万円未満
	D	580 未満	800 万円未満	1,000 万円未満
管	A	800 以上	2,000 万円以上	
	B	700～800 未満	1,000 万円以上 8,000 万円未満	500 万円以上 10,000 万円未満
	C	570～700 未満	3,100 万円未満	4,000 万円未満
	D	570 未満	800 万円未満	1,000 万円未満
舗装	A	910 以上	2,000 万円以上	
	B	720～910 未満	700 万円以上 11,000 万円未満	
	C	670～720 未満	300 万円以上 4,000 万円未満	
	D	670 未満	1,500 万円未満	
造園	A	770 以上	2,000 万円以上	
	B	650～770 未満	5,000 万円未満	
	C	650 未満	2,000 万円未満	
水道施設	A	860 以上	2,500 万円以上	
	B	750～860 未満	1,500 万円以上 15,000 万円未満	700 万円以上 20,000 万円未満
	C	650～750 未満	250 万円以上 6,000 万円未満	200 万円以上 8,000 万円未満
	D	650 未満	3,000 万円未満	3,500 万円未満

摘要：地元業者特例基準額に該当する業とは、中井町のほか足柄上郡内、南足柄市、小田原市、二宮町、秦野市及び平塚市に本社又は営業所等が所在する有資格業者を言う。ただし、事前に入札等に関する委任がされている者に限る。

第4 競争に参加する者を指名しようとするときは、次のアからクまでに掲げる事項に留意するものとする。

ア 不誠実な行為の有無

イ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況

ウ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績

エ 当該工事に対する地理的条件

オ 手持ち工事の状況

カ 当該工事施工についての技術的適性

キ 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況

ク 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

附 則

この基準は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

